



【追加受付】特定健診・後期高齢者健診等（集団健診）

8月・9月実施分の「集団健診」の追加募集をおこないます。予約枠に限りがありますのでお早めに申し込んで下さい。

国民健康保険特定健診

●対象者 全ての要件に該当する方
①4/1現在に五霞町国民健康保険に加入している方

②健診を受診する日に40歳以上74歳以下の方

③令和8年度に集団健診・個別健診、人間ドックを受診していない方

後期高齢者健診

●対象者 全ての要件に該当する方
①後期高齢者医療保険に加入している方

②令和8年度に集団健診、人間ドックを受診していない方

●健診日

・8/17(月) 15:30～18:30

・9/27(日) 8:00～11:30

※健診時間の指定はできません。

●健診会場 保健センター

●費用 無料

※今回の追加募集では「胃がん検診」は一緒に受診できません。

●申込方法 8/5(水)17:15まで

右記二次元コードから



※申込時の通信料は、個人負担となります。

※予約枠に限りがあります。

※申込いただいた方には、後日、受診券をご自宅へ郵送いたします。

問町民税務課 保険係

☎(84)1965(直通)



医療費が高額になりそう なとき

町の国民健康保険の被保険者で、同じ月内に医療機関等で支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として後から支給されますが、あらかじめ限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示することで、窓口での支払金額が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、年齢や所得によって異なり、月ごとに計算します。また、医療機関ごと、入院、外来は別計算となります。なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなしで、高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証等の申請は不要となります。

方法① マイナ保険証を利用

医療機関等の窓口でマイナ保険証（健康保険証利用登録をおこなったマイナンバーカード）を利用する。

方法② 限度額適用認定証等を利用

マイナ保険証ではなく資格確認書をご利用の方は、事前に限度額適用認定証等の交付申請が必要になります。

●申請 町民税務課②番窓口

※代理申請の場合は、窓口に来られた方の本人確認の書類が必要です。また別世帯の方の申請の場合は委任状も必要となります。

●持参するもの

・来庁者の本人確認書類

・受診する方のマイナンバーカードまたは通知カード

問町民税務課 保険係

☎(84)1965(直通)

ごかの お知らせ

役場の代表電話は
☎0280(84)1111です

No. 611

お知らせ



国民健康保険税の支払い 方法を変更できます

国民健康保険税を特別徴収（年金から直接天引き）にて納付をいただいている方は、申し出により支払い方法を口座振替へ変更することができます。なお、申し出の時期により特別徴収からの切替時期が変わりますので、ご注意ください。

すでに申し出をされている方は手続きの必要はありません。

問町民税務課 課税係

☎(84)1966(直通)



取り壊し、新築・増築した 家屋等はありませんか？

固定資産税は、毎年1/1に土地や家屋を所有している方に課税されます。家屋等の取り壊しや、新築・増築を予定している方（またはお済みの方）は、現地調査等が必要となるため、お早めにご連絡ください。

問町民税務課 課税係

☎(84)1966(直通)